お客さまが安心・納得して生命保険に加入できる 制度・ルールを確立するために

生保労連の産業政策

生命保険には、お客さまに安心・納得してご加入いただくための制度やルールが各種設けられています。

金融・保険分野においては、新たなルールの整備や「規制緩和」が進められてきましたが、今後ともお客さまとともに発展 する生保産業であり続けるために、わたしたちはルール等の見直しにあたっては、「消費者保護」と「公正な競争条件の確保」 を大前提にすべきであると考えています。

生命保険に関する各種ルールの現状

生命保険に関する各種ルールの見直し

の流れの中で、生命保険に関わる監督・ルールについて、さ 禁をはじめ、さまざまな「規制緩和」も積極的に推し進められ まざまな見直しが進められてきました。見直しにおいては、利 用者保護や金融機関のガバナンスの向上等に資する「ルール

1990年代半ば以降の金融・保険分野における「自由化」の整備」が行われてきた一方で、銀行等による保険販売の解 てきました。

生命保険等に関わる各種ルールの主な見直し

- ●子会社方式による生損保の相互参入
- ●「契約概要」「注意喚起情報」「意向確認書面」の導入
- ●公正な競争を促す適正な比較広告の容認
- ●根拠法のない共済の契約者保護ルールの導入
- ●銀行等による保険販売の解禁
- ●商品審査の簡素化・期間短縮
- ●「情報提供義務」「意向把握義務」の導入
- ●保険募集人に対する体制整備義務の導入

わたしたちの基本的な考え方

「消費者保護」と「公正な競争条件の確保」に資するルールの維持・整備が重要に

わたしたちは、規制緩和を通じ消費者利便の向上をはかることが重要であると考える一方で、生活基盤に直結する公共性の 高い分野や国民の安心・安全に資する領域については、消費者保護の観点から慎重な検討が必要であると考えています。また、 ルールの見直しを検討するにあたっては、「公正な競争条件の確保」という視点も不可欠であり、必要な規制の整備を進めること も重要であると考えます。

〈銀行等による保険販売・構成員契約ルール〉

銀行等による保険販売については、銀行が優越的地位を利 用し圧力販売を行うことや、本業で知り得た個人情報を本人 の同意を得ることなく利用すること等を防止するため「弊害防 止措置」が設けられていますが、銀行等の業界からは同措置 の緩和・撤廃を求める声があがっています。

構成員契約ルールについては、企業代理店がその関係会社 の従業員に対し販売できる商品を限定し、構成員(従業員)へ の圧力販売を禁止していますが、同ルールについても緩和・撤 廃を求める声があがっています。

しかし、これらの措置・ルールはいずれも、お客さまを圧力 販売等から守り、多様なニーズに合わせて自由な保険選択を可 能とする「消費者保護」のためのルールであるとともに、業態間 の「公正な競争条件の確保」の観点から存在する、重要なルー ルであることから、今後も引き続き堅持していくべきと考えます。

〈郵政民堂化〉

郵政民営化については、民間会社との「公平・公正な競争 条件の確保」がはかられない中で、かんぽ生命の「加入限度額 拡大」「第三分野商品の解禁」等といった業務範囲の拡大が行 われれば民業圧迫につながることから、大いに問題であると考 えます。

〈共済について〉

共済については、各種事業を包括的に規制する法律がなく、 根拠法などが多岐にわたっています。わたしたちは、各種共済に 関する共通のルール・法整備、保険と共済の監督体制の一元 化等の整備を進めるべきであると考えます。

わたしたちの提言

Our Proposal

銀行等による保険販売に関する「弊害防止措置」の維持・強化を

銀行等による保険販売については、取扱い可能商 品の範囲が2001年の第1次解禁より順次拡大され、 2007年12月の第4次解禁以降、銀行等は全ての保 険商品を販売することが可能(全面解禁)となってい

圧力募集の防止や消費者の非公開情報保護の観点 から設けられている弊害防止措置については、2011 年9月に「所要の見直し」が行われ、2012年4月より 新たなルールの下で、銀行等による生命保険販売が 実施されています。

わたしたちはかねてより、消費者に対して絶大な影 響力を持つ銀行等が保険を販売することについては、 「圧力販売」や「預金・決算情報等の流用」などの深 刻な問題が生じる恐れがあり、「消費者保護」および 「公正な競争条件の確保」の観点から問題であると考 えてきました。

こうした中、わたしたちは「全面解禁」以降の弊害 防止措置の機能状況等を監視する観点から、各種調 査を実施してきました。

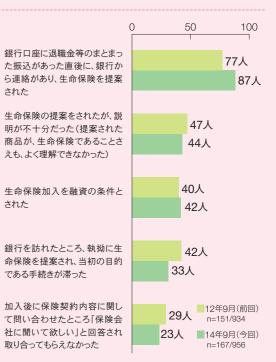
2014年度に実施した「消費者モニターアンケート」 の結果をみると、消費者保護上問題があると考えられ る経験をした人が前回調査(2012年9月)の約1,000 人中151人から167人に増加しています。特に、「退 職金等の振込があった直後に生命保険提案を受けた」 との回答が依然として多い状況にあります。また、「説 明が不十分だった」「牛命保険加入を融資の条件とさ れた」との回答も引き続き多く、消費者保護上の様々 な問題が生じていることがうかがえます。

弊害防止措置については、銀行等の業界から緩和・ 撤廃を求める声があげられています。仮に弊害防止措 置が緩和されると、弱い立場である消費者に対する被 害のさらなる拡大や生命保険市場の健全な発展が阻

わたしたちは、消費者保護の徹底や公正な競争条 件の確保を通じ、生命保険産業の健全な発展をめざ していく観点から、弊害防止措置は維持・強化すべき であると考えます。

「顧客データの流用」「圧力販売」等の消費者保 護上の様々な問題が生じていることがうかがえる

Q:次の選択肢に該当するような経験はありますか (複数回答)【対象:「ある」と回答した回答者】



※ 生保労連「銀行等による保険販売に関する消費者干ニターアンケート 調査結果 (調査期間2014年9月12日~9月16日、回答者:956名) より

従業員に対する圧力販売を防止するために 「構成員契約ルール」の絶対堅持を

「構成員契約ルール」は、職制等を通じた構成員(従 業員) への圧力販売を防止するために、企業代理店が その関係会社の従業員に対し、販売できる生命保険 商品を限定するルールであり、構成員向けに販売でき るのは、ニーズ顕在型の第3分野商品(医療・介護等) のみとなっています。この「構成員契約ルール」は、消 費者である従業員が自由に商品を選択するために、不 可欠なルールです。

構成員契約ルールについては、緩和・撤廃を求め る声があがっていますが、生命保険はお客さまのニー ズにきめ細かく対応するためのコンサルティングが不 可欠であるだけに、お客さまの主体的な選択機会を十 分確保するためには、消費者保護ルールとしての「構 成員契約ルール」は存続が不可欠です。

22 国民・社会の負託に応える生命保険産業をめざして

わたしたちの提言

Our Proposal-

郵政民営化にあたっては、民間会社との「公平・公正な競争条件」 が大前提であり、民業圧迫は認められません

郵政民営化について、これまで生保労連では、「民 間会社との公平・公正な競争条件を確保することが 大前提であり、民業圧迫は認められない」との主張を 行ってきました。

そのような中、2012年4月27日に「郵政民営化法 等の一部を改正する等の法律」が成立し、その後、同 年9月には、かんぽ生命から金融庁長官および総務大 臣に対し、学資保険改定の認可申請がなされました。 生保労連では公平・公正な競争条件の確保の観点 および民間会社の販売面への影響の観点から、この 認可申請は認められるべきではない旨を主張しました が、新たな学資保険は2014年4月より取扱いが開始 されています。

2014年12月には、日本郵政株式会社から「日本 郵政グループ3社の株式上場について」が公表され、 2015年度半ば以降、日本郵政の株式売出し・上場に あわせ、金融2社(かんぽ生命、ゆうちょ銀行)の株式 同時売出し・上場を目指す旨が示されました。

「上場計画」が示されたことについては民営化に向 けた一定の前進であると考えるものの、かんぽ生命の 株式については、「経営の自由度の拡大等を視野に入 れ、まずは、保有割合が50%程度となるまで、段階的 に売却していく」とされており、完全売却に向けた具体 的な計画が示されていないことに加え、経営の自由度 の拡大ありきと受け止めざるを得ない内容となってい ます。また、現行の郵政民営化法成立時の附帯決議 において「当面は行わない」とされている「加入限度額 の引き上げ」も懸念される状況にあります。

このような状況下、わたしたちは改めて一般個人の 方を対象に「郵政民営化に関する意識調査」を実施し ました。調査結果からは、いわゆる「暗黙の政府保証」 が未だ払しょくされていない実態や、大半の方がかん ぽ生命の業務範囲に制限があることを不便に感じてい ないことが明らかになっています。

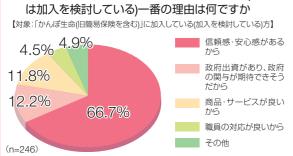
かんぽ生命の「学資保険の改定」や「加入限度額拡 大」「第三分野商品の解禁」といった業務範囲の拡大 は、「民業圧迫」を招くことが明らかであり、民間生命 保険産業で働く者の雇用・生活に多大な影響を及ぼ す懸念や、健全な金融システムの発展を阻害する恐れ があると考えています。

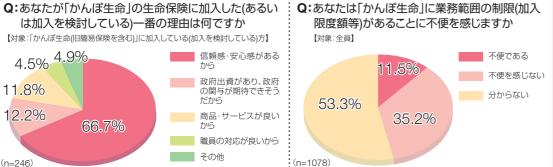
わたしたちは、郵政民営化にあたっては、民間会社 との「公平・公正な競争条件の確保」が大前提であり、 これが実現しなければ、かんぽ生命の業務範囲の拡 大は認められるべきではないと考えます。

改正郵政民営化法成立後の主な動き

2012年	9月3日	【かんぼ生命】 ●学資保険改定の認可を申請 (金融庁長官・総務大臣宛)	
	10月29日	【日本郵政】 ●「日本郵政グループの株式上場等」 を公表	
2013年	2月5日	【かんぼ生命】 ●「学資保険の改定に係る取り扱い 開始予定時期の延期」を公表	
	4月12日	【日本政府】 ●かんぼ生命保険のがん保険などの 新商品を当面認可しないことを決定	
2014年	1月24日	【総務省・金融庁】●学資保険の改定を認可(同時に、金融庁より保険業法上も認可)	
	4月2日	【かんぼ生命】 新たな学資保険の取扱いを開始 (はじめのかんぽ)	
	12月26日	【日本郵政】 ●「日本郵政グループ3社の株式上場 について」を公表	
2015年	6月30日	【日本郵政グループ3社】 ●東京証券取引所に株式上場を本申請	

郵政民営化に関する国民意識調査〈2015年3月実施〉結果(抜粋)





わたしたちの提言

Our Proposal

各種制度共済に関する制度・ルールの整備を

共済事業は本来、特定の人を対象としているにもか かわらず、明らかに逸脱しているケースもみられ、今 後、保険と共済の不公正な競合事例が増加する恐れ があります。

「根拠法のない共済」(「特定保険業者」) について は、保険業法の適用範囲の見直しにより、一部の団体 を除き、保険の引き受けを行うすべての事業者に保険 業法の規定が適用されることとなり、一定の前進がは かられました。なお、2010年11月には、再び保険業 法が改正され、一定の要件に該当する団体は、当分の 間、一般社団・財団法人への移行などを条件に、行 政庁の認可を受けて事業を継続できることとなり、今 後の動向に注視していく必要があると考えます。

一方、「根拠法のある共済」(制度共済)は、本来、 相互扶助を目的として特定の組合員を対象に給付を 行うものですが、「JA共済」や「全労済」「全国生協連」 等の各種制度共済は巨大化しており、生命保険との 相違が不明確になっています。わたしたちは、監督当 局や根拠法などが区々となっている各種制度共済につ いて、共通のルール・法整備や保険と共済の監督体 制の一元化、生保と同様のセーフティネットの整備等 を進めるべきであると考えます。

主な共済団体			根拠法	監督官庁
JA共済連			農業協同組合法	農林水産省
生協等	全国生協連(県民共済等)	地域を主体	消費生活協同組合法	厚生労働省
	全労済(こくみん共済等)	労働組合を主体		
	労働組合生協共済	万国旭口で王仲		
企業内、労働組合等の共済			なし	なし

生命保険商品の募集・販売ルールの見直しや新たな保険商品・ サービスの在り方に関する検討にあたっては、生命保険商品の 特性と消費者利益との関連を踏まえた検討を

牛命保険商品の募集・販売ルールについては、消 費者利益に資するよう、様々な見直しが行われていま す。2005年4月に発足した金融庁「保険商品の販売 勧誘のあり方に関する検討チーム」における検討結果 を踏まえ、2006年4月からは「契約概要」や「注意喚 起情報」の提供が、また、2007年4月からは「意向確 認書面」が導入されました。

さらに、2013年6月に取りまとめられた金融庁「保 険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキン グ・グループ報告書」では、「保険募集・販売ルール のあり方」として「意向把握義務の導入」「情報提供義 務の法定化」「募集文書の簡素化」や、「保険商品・サー ビスのあり方」として「不妊治療に係る保険」「サービス 提供業者への保険金直接支払い」等が示されました。

この「意向把握義務」や「情報提供義務」の導入とそれ に伴う新たな措置は、その後の保険業法の一部改正や 政府令、監督指針の改正を経て、2016年5月末より適 用されることになります。わたしたちは、こうした措置 が真に消費者利益につながるよう、その運用面におい てしっかりとした対応が求められているものと認識し、 日々の活動に努めていきます。

また、募集・販売ルールや新たな保険商品・サービ スの在り方などについては、今後も適宜検討が行われ るものと考えられます。わたしたちは、そうした検討に 際しては、「消費者保護」をはかった上で「消費者利益」 を損なうこととならないよう、「規制の法益」と「実務上 の負担」の双方を比較考量しつつ検討を進めるべきで あると考えます。

24 国民・社会の負託に応える生命保険産業をめざして 国民・社会の負託に応える生命保険産業をめざして 25